

報道機関 各位

## 【新型コロナウイルス感染症関連情報】

### 5月23日以降の

## 市公共施設の利用等について (変更)

市では、令和4年5月23日開催の東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、市公共施設の利用については、下記の通りといたします。この決定は、東京都のリバウンド警戒期間終了における市の対応変更として行うものです。

なお、引き続き施設の利用に当たっては、「三つの密」の回避、施設の換気、人と人との距離の確保、マスクの着用（国・都の対応方針の遵守）、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請します。

※この取り扱いについては、今後、感染防止対策全体の方針のもと、適宜見直しを行います。

### 【対象期間】

令和4年5月23日（月）から当面の間

### 【対応方針】

- ・各公共施設（屋内・屋外）の利用は通常のとします。ただし、大声（歓声や声援など）が想定される場合については、収容率を50%までとします。

※この他、各施設の状況やキャンセル料等の詳細は市ホームページをご覧ください。

ページ名：新型コロナウイルス感染症に伴う市公共施設の利用について

URL：<https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html>